

日本標準産業分類

(1949年10月制定)

(1951年4月改訂)

(1953年3月改訂)

(1954年2月改訂)

(1957年5月改訂)

(1963年1月一部改訂)

(1967年5月改訂)

—第一卷—

分類項目名、説明および内容例示

行政管理庁統計基準局編集

改訂版の刊行にあたつて

国際連合およびその専門機関等国際統計機関においては、つとに統計の表章に用いられる標準分類の重要性に着目し、国際標準産業分類、国際標準職業分類、国際疾病、傷害および死因統計分類を作成し、統計の比較可能性の増大に努力をはらっております。わが国では戦後統計委員会によって標準分類の作成が提唱され、諸官庁および民間の専門家の協力を得て、昭和24年10月に日本標準産業分類が作成され、統計法にもとづく政令によって、昭和26年5月から広く各種統計調査の結果表示に用いられるようになりました。この標準産業分類は、昭和26年4月、28年3月、29年2月、32年5月、38年1月と五次にわたって改訂がおこなわれましたが、わが国の経済の驚異的な発展に伴う産業構造の変化に対応した標準産業分類が各方面からのぞまれるようになりましたので、行政管理庁は昭和41年度の事業として、産業分類全般に検討を加えた結果、ここに改訂版を刊行する運びとなりました。統計審議会委員をはじめ多数の官民の専門家の方々が改訂のためのぼう大な共同作業に御協力下さったことに対し、ここに衷心から謝意を表する次第であります。

なお、この際特に加えておきたいことは、今回の改訂案の審議に際して、分類の基本的な点について問題が提起され、熱心な討議がおこなわれたことであります。このような討議がおこなわれたことは、わが国の統計がその理論的面においても統計調査の実務の面においても、先進諸国に追随していた十数年前にくらべて、著しい躍進を遂げている結果に他ならないもので、先進国としてのわれわれの責任がますます重くなっていることを痛感いたしました。

しかしながら今回の改訂では基本的な問題についてはその多くを将来の検討にゆだねておりますので、これらの点については、目下国際連合によってすすめられている国際標準産業分類の改訂案等との関連のもとに研究を続けたいと考えております。何とぞ今後とも一層の御協力を御願いする次第でございます。

昭和42年3月

行政管理庁統計基準局長

後 藤 正 夫

目 次

	頁
第1章 標準産業分類の作成要旨	7
第2章 標準産業分類の変遷	7
第3章 標準産業分類の改訂要旨と主要な改訂点	8
第1項 改訂要旨	8
付1：標準産業分類に関する諮問および答申	11
付2：改訂作業要領および関係者	11
付3：統計調査に用いる産業分類並びに疾病、 傷害及び死因分類を定める政令	20
付4：統計調査に用いる産業分類並びに疾病、 傷害及び死因分類を定める政令の第2条 (産業分類関係) 及び第4条(特例)の解説	21
付5：統計調査に用いる産業分類並びに疾病、 傷害及び死因分類を定める政令に基いて告示した産業分類	23
第2項 主要な改訂点	23
I 一般原則について	24
II 分類項目の移動について	24
III 中分類の統合、分割について	25
IV 小分類の統合、分割について	26
V 細分類の統合、分割について	28
VI 分類項目の新設、廃止について(別掲を除く)	31
VII その他	35
VIII 新旧項目比較表	37
第4章 分類上的一般原則	117
第1項 産業の定義	117
第2項 標準産業分類	117
第3項 事業所の定義	117
第4項 産業分類適用の単位	119
第5項 公務の範囲と単位	119
第6項 事業所の産業は主要業務により決定される	120
第7項 個人を対象とする調査への適用	121
第8項 その他	121
第5章 本分類に採用した10進分類法	121

頁

第6章 標準産業分類の各項目名と説明および内容例示の説明	122
第7章 分類項目表	124
第8章 分類項目名、説明および内容例示	
大分類A—農業	151
大分類B—林業、狩獵業	158
大分類C—漁業、水産養殖業	163
大分類D—鉱業	169
大分類E—建設業	185
大分類F—製造業	197
大分類G—卸売業、小売業	365
大分類H—金融、保険業	406
大分類I—不動産業	424
大分類J—運輸通信業	428
大分類K—電気、ガス、水道業	445
大分類L—サービス業	450
大分類M—公務	511
大分類N—分類不能の産業	523